

企業と大学等との連携創出支援事業

募集要領

1 事業の目的・趣旨

大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン 2024 ～新しいおおいたの共創～」において、県では、地域課題の解決に向けた県内外の大学等との連携強化、大学の研究開発機能等を活かした地域や企業との協働事業の推進を行うこととしています。

本事業は、地域課題解決のため、企業や団体等と大学等が連携することにより相互の強みを活かしながら新たな事業創出の契機となる取組を支援するものであり、事業実施にあたって企業や団体等からの提案を募集します。

2 募集する事業

企業や団体と大学等による地域課題解決に向けた調査や検討など、連携の契機となる試行的な取組に関する提案を募集します。

(具体例:交通アクセスが悪いという課題を抱えた地域において、〇〇社と〇〇大学〇〇学部が連携して住民のニーズの調査等を行い、次世代モビリティ等の活用ができないか検討を行う等)

- ・補助率:10分の10以内
- ・補助上限額:1件につき50万円
- ・補助件数:予算の範囲内(8本を想定)
- ・補助対象事業実施期間:令和8年1月末日まで

3 応募資格および補助対象者

(1) 事業提案者

事業提案者は民間企業等(※)とします。なお、事業実施にあたっては、民間企業等と県内大学等(※)の2者以上が連携することを要件とします。

※民間企業等とは、大分県内に事業所を有する個人、法人、各種団体とし、以下のいずれかに該当する団体等は対象としません。

ア 地方公共団体

イ 宗教活動や政治活動等、当事業の目的・趣旨に合致しない事業を主たる目的とする団体等

ウ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)または暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体

※県内大学等とは、次の12大学等です。

国立 大分大学、大分工業高等専門学校

公立 大分県立看護科学大学、大分県立芸術文化短期大学

私立 別府大学、日本文理大学、立命館アジア太平洋大学、

別府大学短期大学部、別府溝部学園短期大学、大分短期大学、東九州短期大学、
(放送大学大分学習センター：別府大学構内に所在)

(2) 補助対象者

補助対象者は、事業提案者または事業提案者と連携する県内大学等とします。

4 応募に関する手続き

(1) 補助申請書応募期間及び申請書様式

ア 応募期間

令和7年3月14日(金)から令和7年4月18日(金)まで。

イ 申請書様式

「企業等と県内大学等との連携創出支援事業申請書」

(見積書など根拠書類はこの段階では不要)を提出ください。

大分県庁ホームページからダウンロードしてください。

URL:<https://www.pref.oita.jp//soshiki/11830/kigyoutodaigakunorenkeijigyou.html>

(2) 申請書の提出先

ア 提出期間

令和7年4月18日(金)17時まで必着とします。

イ 提出先

おおいた地域連携プラットフォーム E-MAIL:cocsuishin@oita-u.ac.jp

ウ 提出資料

以下の書類を提出してください。

- ① 企業等と県内大学等との連携創出支援事業申請書
- ② 会社概要(任意様式)
- ③ その他、提案内容に関する補足説明資料等(任意様式)

5 全体スケジュール(予定)

応募期間:令和7年3月14日(金)~4月18日(金)

審査期間:令和7年4月21日(月)~5月中旬

審査結果通知:令和7年5月末頃

事業実施期間:交付決定の日~令和8年1月末まで

成果報告(A4 タテポスター&報告動画提出):令和8年1月末まで

実績報告書の提出(補助対象者→県):令和8年1月末日まで

補助金支払いについての県とのやり取り:令和8年2月中

補助金支払(県→補助対象者):令和8年3月中

6 審査および採択後について

(1) 審査の流れ

ア 審査方法

一次審査:申請書一式による書類審査

二次審査:オンラインでのプレゼンテーション

イ 審査期間、審査日

一次審査:令和7年4月21日(月)~5月中旬(予定)

二次審査:令和7年5月中旬~下旬(予定)

ウ 審査基準

別紙審査基準のとおり(予算の範囲内で採択数を決定)

エ 審査結果通知

一次審査、二次審査共に、審査結果については、審査講評と合わせて事業提案者には大分県から、各大学にはおおいた地域連携プラットフォームから連絡をいたします。

なお、審査結果に関する異議申立ては受け付けません。

オ 採択された事業のその後の動き

採択された申請者は(別紙)大分県地域連携プラットフォーム機能強化事業費補助金交付要綱に則り補助金申請作業等を行っていただきます。

7 成果報告について

(1) 成果発表会について

採択を受けて当該補助金を活用した事業はおおいた地域連携プラットフォームが主催する成果報告会(R8年2月中旬頃にオンライン開催を想定)へのポスターおよび動画提供にご協力をいただきます。

(2) 成果報告物の作成について

ア 事業実施報告ポスターについて

実施した事業の概要を写真含めて A4 タテ1枚、パワーポイントで作成ください。

(参考)過去ポスター&動画の URL:

<https://oita-platform.org/2025youtube/>

イ 事業実施報告動画について

実施した事業の概要を動画(写真スライドショーに説明を口頭で行う等でも可)で作成ください。

動画形式:mpg

動画時間:5分程度

ウ 提出期限

令和8年1月末日まで

エ 成果報告物の提出先について

cocsuisin@oita-u.ac.jp(おおいた地域連携プラットフォーム担当)

8 その他

(1)県内大学等との連携支援について

R7 年度事業分は既にマッチング期間は終了しているため、大学とのマッチングを希望する企業・団体は R8 年度分の公募をお待ちください。(時期は令和 7 年 10 月頃を予定)

(2)権利関係について

企業等と大学等の連携事業において発生した著作権、商標権などの知的財産の取扱いについては、事前に連携主体内において十分に協議・調整してください。

(3)お問い合わせ先

・補助金について:大分県 学事・私学振興課 企画・大学連携推進班
担当 渡邊 生野

TEL:097-506-3072 FAX:097-506-1745

MAIL: watanabe-yu@pref.oita.lg.jp

・大学連携、マッチング、成果報告について:おおいた地域連携プラットフォーム
担当コーディネーター 安部、楢田、和田

TEL:097-554-7842 FAX:097-554-6177

MAIL: cocpluscd@oita-u.ac.jp

大分県地域連携プラットフォーム機能強化事業費補助金に ついてのQ&A

Q1：パソコンなどの備品購入は可能か？

A：→事業の実施に必要な不可欠な備品の購入費については補助対象としますが、その場合であっても補助対象期間後に継続して使えるもの（例えばPCやタブレット、ソフトウェア等の購入）については補助対象外とします。ただし、リースやレンタル等により当該年度に要した費用であれば補助対象となります。

Q2：備品と消耗品の違いは？

A：→大分県会計規則運用通知に則り、備品は1点につき10万円以上のものとし、10万円未満のものは消耗品として取り扱います。

Q3：企業等と大学との連携において、企業から大学への支出は補助対象か？

A：→2者以上で連携事業を行う場合であっても、県からの補助対象者は1者のみであり、事業の実施に必要な費用を補助対象者以外の連携主体が支出した場合は、補助対象者が一括して精算することは可能です。ただし、支出内容が特別な事情のない単純な委託契約に基づくものや、事業の実施に直接必要ではない単なる物品の購入のみと認められる場合などは補助対象外となることもあります。事業に応じて様々なケースが想定されますので、県担当者までお問合せください。

Q4：連携事業に要した人件費は補助対象か？

A：→連携事業に要した学生へのアルバイト代については補助対象となります。アルバイト代の単価は補助対象者の企業や大学の規程等を根拠としてください。なお、企業や大学教授、事務担当者が連携事業の実施のため業務に従事した際の人件費は補助対象外となります。

Q5：アンケート等の謝礼として金券等を渡したいが補助対象か？

A：→社会通念上、謝礼として適当と認められる範囲内の額については補助対象となります。なお、金券等については、補助対象者の企業や大学の規程等により謝礼としての取扱いが認められている場合は補助対象となります。

Q6：大学ではなく大学生と連携をしたいが（例：ボランティア、アルバイト等）大学との連携事業として認められるか？

A：→当事業は大学の研究開発機能等を活かし、地域や企業との協働事業の推進を行うことを目的としているため、大学生の労働力のみを目的とする事業は連携事業として認められません。

Q7：一次審査、二次審査それぞれの通過者数は？

A：→最終的な採択件数は予算の範囲内（8件程度）を予定しています。一次審査の通過者件数は、事前に設定していません。

Q8：成果報告(ポスター、動画作成)は辞退できるか？

A：→成果報告は当該事業において重要な位置づけとしているため、補助金採択にあたっては成果報告ができる事業者を補助対象者とさせていただきます。

Q9：同一の事業提案者から複数の提案を行うことは可能か？

A：→可能です。

Q10：企業と大学が連携して実施する場合、それぞれが費用を負担することがあるため、県から、企業と大学のそれぞれに直接補助金を支出することはできないか？

A：→Q3とも関わってきますが、補助対象者は1者のみであり、各連携主体に分割して補助金を支出することはできません。

Q11：大学が補助対象者となっている場合について、運営法人と大学の会計が別であり、本事業で要した費用を運営法人から支出して、事後に運営法人から大学に対して必要費用の請求書がきている。その請求書をもとに実績報告をしてもよいか？

A：→同一グループ内での金銭のやり取りであり、実際に負担が発生したかどうかの確認が必要となるため、請求書と合わせて、例えば債権者から運営法人への請求書や口座取引記録のコピー等により、運営法人が現に支払いを行った旨を確認させて頂く必要があります。

Q12：大学が運営法人所有のバス等を借りた場合に要した経費などは補助対象としてよいか？

A：→運営法人所有のバス等を借り、規定等により車両使用料等がかかる場合は、本事業に要した実費部分は補助対象として申請可能です。その場合は、同一グループ内での金銭のやり取りであり、実際に負担が発生したかどうかの確認が必要となるため、請求書と合わせて、大学から運営法人へ支出したことがわかる振込依頼書や口座取引記録のコピー等の提出が必要

になります。なお、運営法人所有のバス等を借りた場合であっても、運行に要したガソリン代等は補助対象となります。